

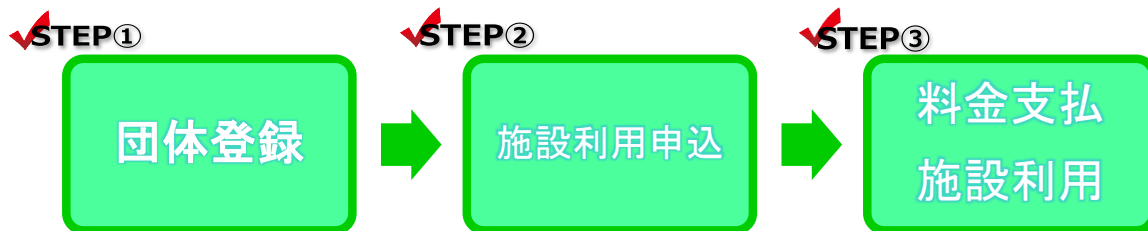
スポーツ施設手続きの概要(山野美容芸術短期大学版)

施設利用にあたって

(1) 利用できる方(下記の要件をすべて満たすスポーツ団体)

- ①半数以上が都内に在住・在勤・在学する者で構成された団体
- ②5名以上の者で構成されている団体
- ③18歳以上の責任者がいる団体
- ④公序良俗に反する事項を目的としない団体
- ⑤営利を目的としない団体

(2) 利用までの流れ



STEP①

スポーツ施設の利用にあたっては、**事前に団体登録**をしていただく必要があります。団体登録申請書は、ホームページ上からダウンロードいただけます。登録完了までに7営業日程度必要になります。利用申込予定日から余裕をもって申請をお願い致します。団体登録申請書に必要事項を記入し、メール等により、『問い合わせ先』までご提出ください。(詳細はホームページでご確認ください。)その後、『問い合わせ先』から登録番号等を明記した「団体登録証」を発行し、PDFデータにしたものをメール等でお送りいたします。

STEP②

② 団体登録完了後、施設の利用申込が可能となります。

『問い合わせ先』に必ず電話をした上で、施設の空き状況ご確認いただき、仮予約をお済ませください。仮予約後、ホームページ上から施設利用申込書をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、メール等で『問い合わせ先』までご提出ください。申込内容に間違いがないよう、お気を付けください。

STEP③

③ 『問い合わせ先』に提出した施設利用申込書は、利用日に必ず管理棟受付(地下1F)に提示をし、利用料をお支払いください。

承認された利用日時に利用できなくなった場合は、速やかに利用の取消しを、『問い合わせ先』に申し出てください。(詳細はホームページでご確認ください。)

注意事項

- ①施設を利用するにあたっては、必ずホームページの記述をご熟読いただき、間違えがないよう手続きを行ってください。また、施設利用に関するお願い等をご理解・ご同意の上、ご利用ください。
- ②団体登録から実際のご利用にあたるまで、十分な期間が必要となりますので、ご注意ください。
- ③施設利用時には、施設利用申込書を忘れずにご提出ください。

<問い合わせ先> 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

受付時間: 9時~17時

Tel: 03-6804-5693 Fax: 03-5413-6926

E-mail: supporters@tef.or.jp

住所: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目29番9号 日本パーティビル2階